

○ 公 告

次のとおり技術提案書の提出を招請する。

令和 8 年 4 月 14 日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 業 務 概 要

(1) 業 務 名

第 3 次 愛 媛 県 自 治 体 情 報 セ キ ュ リ テ ィ ク ラ ウ ド 移 行 業 務 委 託

(2) 業 務 内 容

第 3 次 愛 媛 県 自 治 体 情 報 セ キ ュ リ テ ィ ク ラ ウ ド 移 行 業 務 委 託
公 募 型 プ ロ ポ ー ザ ル 手 続 等 に 関 す る 説 明 書 (以 下 「 説 明 書 」 と
い う 。) に よ る 。

(3) 履 行 期 間

契 約 締 結 の 日 か ら 令 和 9 年 3 月 31 日 (水) ま で

2 参 加 資 格 及 び 評 価 項 目

(1) 技 術 提 案 書 の 提 出 者 に 必 要 な 資 格

知 事 の 審 査 を 受 け 、 営 業 種 別 「 そ の 他 」 の 営 業 種 目 「 情 報 処
理 」 に つ い て 令 和 8 年 度 か ら 令 和 10 年 度 ま で の 製 造 の 請 負 等 に
係 る 一 般 競 争 入 札 に 参 加 す る 資 格 を 有 す る と 認 め ら れ 、 か つ 、
「 特 定 調 達 参 加 希 望 」 の 登 録 を し て い る 業 者 で 、 次 の 事 項 に 該
当 す る も の

ア 地 方 自 治 法 施 行 令 (昭 和 22 年 政 令 第 16 号) 第 167 条 の 4 の
規 定 に 該 当 し な い 者 で あ る こ と 。

イ 参 加 表 明 書 の 受 領 の 期 限 の 日 か ら 技 術 提 案 書 の 受 領 の 期 限
の 日 ま で の 期 間 に 、 知 事 が 行 う 入 札 参 加 資 格 停 止 の 期 間 中 に
な い 者 で あ る こ と 。

(2) 技 術 提 案 書 を 特 定 す る た め の 評 価 項 目

ア 全 体 方 針

全 体 最 適 を 見 据 え た プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 手 法 及 び 将 来 の 環 境
変 化 に 対 応 す る 設 計 の 柔 軟 性

イ 機 能 要 件

各 要 件 に 係 る 実 現 方 法 の 妥 当 性

ウ 移 行 要 件

次 期 シ ス テ ム へ の 移 行 に 係 る 基 本 方 針 、 ス ケ ジ ュ ー ル 並 び
に 参 加 団 体 の 役 割 分 担 及 び 負 担 軽 減 の 仕 組 み の 妥 当 性

エ 運 用 要 件

運 用 監 視 に お け る の イ ン シ デ ン ト 対 応 の 実 効 性 及 び 参 加 団
体 の 運 用 支 援 策

オ 事業遂行体制

1 で示した業務と同種又は類似の業務の実績及び業務の実施体制の妥当性

カ 価格

移行費用及びサービス利用費用の経済性

3 手続等

(1) 担当部局

愛媛県企画振興部デジタル戦略局スマート行政推進課スマート行政情報グループ

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 (089)912-2289

(2) 説明書の交付の期間、場所及び方法

ア 期間

令和8年4月14日（火）から4月28日（火）までの執務時間中（愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条第1項に規定する県の休日以外の日の午前8時30分から午後5時15分までをいう。）

イ 場所

(1)に掲げる場所

ウ 方法

無料にて交付する。

(3) 参加表明書の受領の期限並びに提出の場所及び方法

ア 期限

令和8年4月28日（火）午後5時15分

イ 場所

(1)に掲げる場所

ウ 方法

持参し、又は郵送等により提出すること。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。

(4) 技術提案書の受領の期限並びに提出の場所及び方法

ア 期限

令和8年6月1日（月）午後5時15分

イ 場所

(1)に掲げる場所

ウ 方法

持参し、又は郵送等により提出すること。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。

4 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口
愛媛県企画振興部デジタル戦略局スマート行政推進課スマー
ト行政情報グループ
〒790-8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話番号 (089)912-2289
- (4) その他
詳細は、説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered :
Migration of 3rd Ehime local government information
security cloud, 1 set
- (2) Time limit to express interests : 5:15 p.m., 28 April
2026
Time limit for the submission of proposals: 5:15 p.m., 1
June 2026
- (3) For further inquiries relating to the proposal, please
contact: Smart Administrative Computerization Group,
Smart Administrative Promotion Division, Digital
Strategy Subdepartment, Planning and Development
Department, Ehime Prefectural Government, 4-4-2
Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790-8570 Japan
Tel 089-912-2289